平成２１年（フ）第８３１号
埼玉県鳩ヶ谷市八幡木３丁目７番地の１　グリーンパーク鳩ヶ谷Ｂ―112
債務者　木下　誠治
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８９号
埼玉県川口市大字安行藤八６番地の２　藤吉コーポＡ１号室
債務者　小林　賢司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９０号
埼玉県桶川市西２丁目10番35号　栗原マンション201号
債務者　鶴巻　貴好（旧姓福住）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
さいたま市見沼区東大宮４丁目70番地１　ディアス松本102号、旧住所埼玉県桶川市大字篠津84番地の７
債務者　福住　良雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
さいたま市見沼区東大宮４丁目70番地１　ディアス松本102号、旧住所埼玉県桶川市大字篠津84番地の７
債務者　福住美智子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
さいたま市南区別所５丁目６番11号
債務者　佐藤　英雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
埼玉県鴻巣市栄町１番９号
債務者　佐藤　大介
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
埼玉県川口市大字峯250番地の１　ライオンズマンション草加401
債務者　石澤　功隆
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
埼玉県北本市本宿５丁目45番地２　本宿団地１―305
債務者　千葉　　税
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
埼玉県北本市本宿５丁目45番地２　本宿団地１―305
債務者　千葉　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
埼玉県新座市馬場４丁目12番58―502号
債務者　永作　里江（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
さいたま市岩槻区大字浮谷2162番地２　市営住宅１－２
債務者　田中　相子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保855番地194
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３９号
埼玉県川越市大字寺尾283番地15　寺尾サイトーレオハウス101号室、前住所埼玉県川越市大字今福139番地７
債務者　佐藤　一男
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４０号
埼玉県飯能市大字原市場1037番地８、前住所埼玉県入間市大字南峯80番地１　レオパレス101
債務者　柴田　優子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４４号
埼玉県川越市広栄町21番地８　コスモプラザＡ棟103号室
債務者　後藤　豊和
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３３号
大分県中津市大字湯屋160番地２　ローレルハイム202
債務者　仲野由紀子（旧姓荒田・牧）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係